

特別区長会会長就任にあたって

特別区は、分権時代における首都東京の基礎自治体として、様々な課題を解決しながら、着実にその役割を発揮しつつあります。

平成12年の都区制度改革から8年目を迎え、清掃事業のあり方や都区間の財源問題など、制度改革時に積み残した課題も一定の整理がつき、新たな展開を図るべき段階に入りました。

一方、現在、第2期地方分権改革や道州制の検討など、国と地方の関係を含めた自治制度のあり方を見直す様々な改革が進められつつあり、その中で特別区のあり方も大きく問われてきています。

本年度は、こうした背景のもとに、今後の都と特別区のあり方について、事務配分、区域のあり方、税財政制度などの抜本的かつ発展的な検討を具体的に進めていくこととなります。

おりしも、地方自治制度発足と同時期に23区による特別区の枠組みができてから60年目の大きな節目を迎えています。

特別区は、主体的に、また相互に連携して、住民に第一義的に責任を持つ基礎自治体としての基盤をさらに強化し、広域自治体である東京都との連携の下、大都市東京の行政課題に取り組む新たな自治の枠組みを作っていかなければなりません。

このような時期に特別区長会会長の重責を担うことは、身の引き締まる思いではありますが、特別区長会には、発足以来自治権拡充に取り組んできた歴史と実績があります。

お二人の副会長とともに、これまでの成果を受け継ぎ、23区の区長の英知を結集して、特別区の自治のさらなる発展のために、全力を傾けていく所存です。

皆様のご支援、ご鞭撻を心よりお願いいたします。

平成19年5月15日

特別区長会会長

江戸川区長 多田 正見